

令和4年度

ブライト企業 募集

2016,2019年度認定
の企業様は更新の
申請が必要です。



©2010 熊本県くまモン

募集期間

2022年6/1(水)～6/30(木)

17時必着

ブライト企業とは

働く人がいきいきと輝き
安心して働き続けられる企業

地域社会・
地域経済への
貢献度が高い

安定した経営を
行っている



従業員と
その家族の
満足度が高い



地域の雇用を
大切にしている



認定のメリット

- 学生・保護者向けガイドブック、企業紹介動画の作成
- ブライト企業シンボルマークの使用（名刺、会社HP等）
- 県主催企業説明会等への優先的な参加
- 県HP・新聞等各種媒体での周知 など

NEW

① プラチナブライト企業を創設しました！

ブライト企業の認定基準よりもさらに上位の基準を満たした企業

- ② 応募要件（応募のための必須要件）から、「**離職率**」
「**インターンシップ等の受け入れ実績**」 「**決算**」
の要件を削除しました！（審査項目として審査します。）

※応募要件等の詳細については、裏面をご覧ください。



ブライツ企業に係る応募について

応募要件 ※必ず全ての要件を満たす必要があります。

(1) 正社員の採用に関する権限がある事業所を熊本県内に有する法人、個人事業主又は企業組合で、雇用保険及び社会保険への加入があり、就業規則を整備していること。

※1「法人」とは、国及び法人税法の別表第一（公共法人）に掲げる法人以外のものをいう。

※2「企業組合」とは、中小企業等協同組合法第3条第4号に規定されたものをいう。

(2) 過去3年の間に正社員雇用実績が1人以上ある。

(3) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務並びに育児休業等に関するハラスメント防止措置義務を講じている。

(4) 過去3年の間に法人等の都合による解雇を行っていない。

(5) 過去3年の間に労働行政に係る司法処分を受けておらず、現在、違法な時間外労働や賃金不払（残業代含む）を行っていない。

(6) 労働保険、社会保険及び県税等租税公課の滞納がない。

(7) その他、公序良俗に反する行為及び過去に重大なコンプライアンス違反を行っていない、又はそれらに関連して係争中ではない。ただし、処分が終了し、社会的信頼を得られた企業は除く。

(8) 労働者の過半数を代表する者から応募及び応募書に記載の内容に対する同意を得ていること（労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、労働組合の代表者からの同意でもよい）。

(9) 今後（3年以内）に1人以上の正社員の採用予定があること。

(10) S D G s（持続可能な開発目標）達成につながる企業活動等に取り組んでいること。

応募についての詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/62/136214.html>

熊本県ブライツ企業PLUSチャンネル



ブライツ企業紹介動画を掲載しています。

https://www.youtube.com/channel/UCR_HFVf9LgKkJ34zcEeg-xw



2021年度ガイドブック電子版

ブライツ企業ガイドブック

ブライツ企業ガイドブックでは、認定企業とその優れた取組みを紹介しています。



熊本県労働雇用創生課主催企業説明会等

●大学生・高校生向け企業説明会

●高校と企業の意見交換会

※開催の様子等はこちらをご覧ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/62/37.html>

お問い合わせ/熊本県 労働雇用創生課

電話 096-333-2341（直通）

E-mail bright@pref.kumamoto.lg.jp

